

# 18歳契約・借り入れ注意

4月から成人年齢が18歳に引き下げられたことを受け、愛媛銀行（松山市）は11日、同市桑原3丁目の松山東雲女子大・短大で金融教育の出前講座を開き、新入生ら学生60人が契約やローン、クレジット利用時の注意点などを学んだ。「18歳成人」に関する愛媛銀の出前講座は初めて。

## 松山 愛媛銀が出前講座



成人年齢引き下げを受けて愛媛銀行が実施した学生向けの講座

＝11日午後、松山市桑原3丁目

愛媛銀は成人年齢引き下げに関し、悪質商法被害や消費者トラブルの未然防止を目的に、県内の高校や大学、専門学校で、各種契約の法的責任やトラブルの具体例などを示す出前講座を実施する予定。11日は、連携協定を結ぶ同大での寄付講座の一環で開いた。講師を務めた愛媛銀公務

ふるさと振興部の中井健二次長は、18歳成人のポイントとして「親の同意がなくても契約できる」と指摘。契約には法的な強制力がある一方、訪問販売や電話勧誘、マルチ商法などではクーリングオフが可能と説明した。特にマルチ商法については「若い世代が巻き込まれるケースが多い」と注

意喚起した。ローンやクレジットの仕組みも解説し「どちらも借り入れで、正しく利用しないと収支のバランスが崩れたり、トラブルに巻き込まれたりする可能性がある」と強調。住宅や自動車、教育の各種ローンは4月から18歳でも利用できるようになったが、支払いが遅れる

と信用情報に登録され、ローンが組めなくなったり、金利が高くなったりする可能性があるとした。

中井次長は、警察や消費生活センターなどの相談窓口を紹介し「犯罪は人の心に入り込んでくる。友達と支え合いながら被害を防いでほしい」と呼びかけた。女子大心理子ども学科1年の清家夏蓮さん（18）は「契約する際は内容を確認し、トラブルに巻き込まれないように気を付けたい」と話した。（桑原大輔）